

公共工事の入札及び契約の適正化を進める施策の実施を求める意見書

建設業は我が国の基幹産業として今日までの経済の発展と雇用機会の確保に貢献してきた。

しかしながら、近年の緊縮財政の下、建設工事の中心となる公共工事が減少し、企業間の受注競争が激化の一途をたどっており、建設業における元請と下請という重層関係の中で、下請や建設労働者の労働条件にしわ寄せが生じ、公共工事の品質低下につながるものが懸念されている。

現在国においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行されているが、同法に対しては、その適切な運用を図るべく、不正行為の徹底排除やいわゆるダンプिंगの防止などによる公共工事の品質の確保等を求める附帯決議が衆参両院において付されたところである。

このような状況の中、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることは、重要な取組課題となっており、国をはじめ、発注者がそれぞれの責務を果たすことが求められている。

よって国におかれては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に対する附帯決議について、実効ある施策を早急に実施されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書

出生率が 4 年連続して戦後最低を更新し、少子化が深刻の度を極める中、次代を担う子どもたちを安心して産み、心身とも健やかに育てることができる環境づくりを社会全体で推進していくことは、国民の強い願いとなっている。

しかしながら、病気に対する抵抗力の弱い乳幼児を抱える家庭にとって乳幼児医療費は大きな負担であり、特に、経済的に厳しい状況にある世帯では切実な問題となっていることから、支援策の強化が求められている。

このため、多くの地方自治体は、独自の乳幼児医療費助成制度により対応しているが、財政上の理由により、一定の対象年齢枠や所得制限を設けているのが現状である。

よって国におかれては、子どもたちの健やかな成長を保障し、保護者の医療費負担の軽減を図るためにも、乳幼児医療費無料制度を早急に創設されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

小児医療費助成に関する制度の拡充を求める意見書

出生率が 4 年連続して戦後最低を更新し、少子化が深刻の度を極める中、次代を担う子どもたちを安心して産み、心身とも健やかに育てることができる環境づくりを社会全体で推進していくことは、国民の強い願いとなっている。

しかしながら、病気に対する抵抗力の弱い小児を抱える家庭にとって小児医療費は大きな負担であり、特に、経済的に厳しい状況にある世帯では切実な問題となっていることから、支援策の強化が求められている。

平成 15 年 4 月から県費補助の対象年齢枠が改定されたところであるが、その内容はまだ充分といえるものとはなっていない。

よって県におかれては、子どもたちの健やかな成長を保障し、保護者の医療費負担の軽減を図るためにも、小児医療費助成に関する制度について、一層の対象年齢枠の拡大、所得制限撤廃等の制度拡充措置を早急に講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 あて

リフォーム詐欺から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書

認知症など判断能力の不十分な高齢者をねらって不要なリフォーム工事を契約させ、法外な代金を請求し、だまし取る「リフォーム詐欺」が大きな社会問題になっている。

そうした犯罪行為の横行を許さないため、政府は7月13日、関係6省庁課長会議において、悪質業者に対する行政処分や取締りの強化、関係業界に再発防止策を求めることなど多岐にわたる緊急対策を決めたところである。

しかしながら、成年後見制度をより利用しやすくするための措置や、リフォーム工事に関する建設業法の見直しなどが今後の課題として指摘されている。

よって国におかれては、高齢者等をリフォーム詐欺から守るため、次の事項を早急に実施されるよう強く要望するものである。

- 1 成年後見制度の趣旨への理解を含めた周知徹底のための広報活動を強化するとともに、成年後見申立時の費用や後見人への報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を拡充し、周知すること。また、第三者後見人の人材を確保すること。
 - 2 建設業法上、軽微な建設工事（1件500万円未満）の請負については建設業の許可を必要としないため、悪質業者を排除できるよう同法を見直すこと。また、リフォームを含む建設工事の請負契約の締結に当たっては、書面の記載などの手続義務規定違反に対する罰則を設けること。
 - 3 全国各地の窓口で気軽に法的サービスが受けられる日本司法支援センター（来秋開設予定）が、高齢者等に対する出張相談などを積極的に実施すること。
 - 4 特定商取引に関する法律や消費者契約法、割賦販売法などを活用して被害者の早期救済を図るとともに、悪質リフォームを対象にした取締法規の制定を検討すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣 あて
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
国家公安委員会委員長

アスベスト対策を求める意見書

アスベスト(石綿)製品を過去に製造していた企業の従業員や家族、工場周辺の住民が、アスベストによると思われる中皮腫や肺がんで死亡した事例が相次いで報告されている。

アスベスト被害に対する国民の不安の高まりとともに正確な情報を求める声が強くなっており、また、労災補償されていない労働者やさらには家族、周辺住民の被害者からも救済を求める声が相次いでいる。

こうした中、政府はアスベスト問題に関する関係閣僚会議を開催し、実態把握、相談窓口の設置等の取組みを進めているが、過去の不十分な対応を踏まえ、アスベストの全面使用禁止を含め抜本的な対策が急務である。

よって国におかれては、国民の安全を確保し、被害者の救済を進めるため、次の事項を早急を実施されるよう強く要望するものである。

- 1 アスベスト問題に関する関係閣僚会議を格上げして、総理大臣を本部長とする対策本部を設置し、政府を挙げてアスベスト対策を推進すること。
- 2 教育施設をはじめとする公共建築物及び民間建築物のアスベスト利用状況の徹底した調査を行い、必要な情報開示、ばく露防止のための対策を進めるとともに、解体作業に際してその情報が適切に利用できるよう体制整備を進めること。
- 3 アスベスト取扱い事業所において、取扱い作業に従事した者へのアスベストによる健康被害の可能性などについて情報提供を行うよう事業者へ徹底すること。
- 4 産業保健推進センター、保健所や労災病院等で健康被害に対して相談できる窓口を整備するとともに、治療薬の早期承認など診断治療体制の整備、より鋭敏かつ効果的な診断法や治療法の開発のための研究を進めること。また、そのための中皮腫登録制度を創設すること。
- 5 アスベスト取扱い事業所の過去・現在の労働者及びその家族の健康診断を進めるよう事業者に対して徹底するとともに、ばく露が想定される周辺住民等の健康診断に対応できるよう地方自治体の健診事業等の在り方を適切に見直すこと。
- 6 アスベストによると想定される肺がん、中皮腫はその潜伏期間が極めて長期であることを踏まえ、現行の制度下で救済の対象とならない事例の労災認定の在り方について検討を行うとともに、現行制度では救済されない人たちの救済を図ることを主眼にした新法を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

あて